

実績評価書

(厚生労働省26(Ⅲ-8-1))

施策目標名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策目標Ⅲ-8-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施している。 ・労働保険料等の収納率を向上させること ・未手続事業の解消を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	事業主が、労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の手続きを行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあるため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要がある。 そのため、労働保険の適正な適用と労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用)の把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図る。							
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	77,437,156	70,220,122	76,364,235	74,286,353	71,796,897	67,084,169
		補正予算(b)	41,441	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	22,992	0	-37,281	0	0	
		合計(a+b+c)	77,501,589	70,220,122	76,326,954	74,286,353	71,796,897	67,084,169
	執行額(千円、d)	56,374,409	54,822,032	55,420,896	53,896,672			
執行率(%、d/(a+b+c))	72.7%	78.1%	72.6%	72.6%				
関連税制	-							
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 労働保険料収納率	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		事業主が労働保険の手続きを行わないことは、労働者が迅速な保険納付を受けられない等の不利益を被るおそれがある。このため、労働者のセーフティネットの確保の観点から、労働保険の未加入を解消する必要がある。また、費用負担の公平の観点から労働保険料の未納を解消する必要があるため、この指標を選定し、前年度以上とすることを目標値とした。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	毎年度	○	○
		98.0%	97.5%	97.8%	97.7%	98.0%	98.3%	前年度以上		
	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上			
	指標2 未手続事業対策により労働 保険に加入した事業場数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取り組みを行ってきたが、依然として相当数の未手続事業が残されている。関係行政機関との連携を強化し、未手続事業対策に取り組む必要があるため、当該指標を選定し、前年度以上とすることを目標値とした。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		25年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	毎年度	○	△
48,072		39,328	40,454	38,111	48,072	47,121	前年度以上			
年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上				

※22年度及び23年度は第2期基本計画期間、24年度から26年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③
	総合判定	(判定結果)A
		(判定理由) 指標1の労働保険料収納率は高水準を維持しつつ目標値を上回った。指標2の未手続事業対策により労働保険に加入した事業場数は、対象となる事業の多くが毎年廃止・成立を繰り返すという労働保険制度の特性により目標値にわずかに届かなかったものの、平成22年度、平成23年度、平成24年度と比較して大幅に水準を上げた。これらの状況から、施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ効率的に実施されていると評価できるため、目標を達成していると判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) 指標1の労働保険料の収納率については高水準を維持しつつ目標も達成していることから、滞納事業場に対する納付督促や滞納整理の実施は有効に機能していると評価できる。 指標2に関する未手続事業対策については、適用促進の対象となる未手続事業の把握を迅速かつ的確に行うために、労働保険適用徴収システムのデータと、関係機関から提供を受けた事業場データの突合を行っているものの、現在まで突合対象のデータに廃止事業場のものが含まれているなど、突合の精度が十分でなかったことから、今後は、より精査されたデータを突合に用いることで、施策の有効性を高めることが課題である。
		(効率性の評価) 指標2に関し、労働保険加入促進業務について、平成26年度から2年間、市場化テストの対象として民間競争入札により実施し、コストの抑制を図っているところである。市場化テストの初年度である平成26年度においては、指標2の実績値が目標値に届かなかったものの、概ね平成25年度と同水準を維持していることから、未手続事業の情報収集や加入勧奨等の取組が効率的に行われていると評価できる。
(現状分析) 指標1に関しては、費用負担の公平の観点から、労働保険料の未納を解消することが重要であるため、今後とも更なる数値向上に向けて取り組んでいく必要がある。 指標2に関しては、今後、景気の回復や産業活動の活性化等を背景とした事業の新規成立数の増加に伴い、未手続事業数も増加すると考えられることから、未手続事業対策についてより有効かつ効率的に取り組んでいく必要がある。		
次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 今後とも滞納事業場に対する納付督促や滞納整理を行うとともに、より精査されたデータを用いた未手続事業対策に取り組むこととし、施策の更なる有効かつ効率的な実施を図ることとする。 (予算要求について) 以下の口で困んだ方向で検討します。 増額／現状維持／シーリングによる減額／見直しによる減額 ・還付金関係。(適正な申告納付にかかる周知・指導の徹底により保険料還付が減少しているため。) (税制改正要望について) — (機構・定員について) —	

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(平成27年7月8日開催)で議論いただいたところ、指標2について、新規の事業場数は景気の影響を受けることから、今後、「ある程度一貫した指標ができる」と、過去との比較ができてよい」といった意見が出されたが、評価書の修正に繋がる指摘はなかった。
-----------------	---

参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S44/S44H0084.html 労働保険適用徴収状況等の概況 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/roudouhoken.html 省内事業仕分け URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/ 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2014/h25_3-8-1_saisyu.html
----------	--

担当部局名	労働基準局	作成責任者名	労働保険徴収課長 山本 靖彦	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	-------	--------	-------------------	----------	---------